

袖ヶ浦市内の太陽光発電設備に関する現況等及びガイドラインの概要

<p>1 太陽光発電設備の設置に伴う課題等</p>	<p>平成27年に久保田地区で太陽光発電設備造成地からの土質改良材等の浸出水による水質汚濁、谷中地区で太陽光発電設備の変換器から発する騒音といった苦情が市に寄せられた。また、同年7月には、川原井地区において太陽光発電設備設置予定地に埋め立てた土砂等の一部が崩落し、隣接する農地や市道に流れ込んだ事案があった。</p> <p>川原井地区においては、平成29年にも、太陽光発電設備の設置に伴う土砂埋立ての影響により、道路上の水の逃げ場がなくなり、事業区域内からの排水が近隣住宅に流れ込む事案があった。なお、本年、道路に側溝を整備し、排水の問題は解消済である。</p> <p>本市も太陽光発電設備の設置が進んでいる中、専門知識を持たない事業者により安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策を取らず、地域住民への説明もなく、防災面・環境面への配慮もない中で事業を開始するケースもあることから、地域住民との関係が危惧される等、様々な問題が懸念される。</p>
<p>2 本市における太陽光発電設備の国の認定状況等</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁が実施する「固定価格買取制度」において、事業計画の認定を受けている事業者及び太陽光発電設備の件数は以下のとおり。</p> <p>175事業者、設備数 428件 * 内訳 50kW未満 153件、50kW以上 275件(内、1,000kW以上 35件) (太陽光発電の合計出力 20kW以上。資源エネルギー庁が公表している事業計画認定情報 公表用ウェブサイトによる) 平成30年9月30日現在</p> <p>※参考 <市での太陽光発電設備 設置状況> 航空写真及び可能な範囲で現地確認 74施設を把握済 地区別の内訳 昭和地区 10件、長浦地区 17件、根形地区 5件、平岡地区 34件、中富地区 7件、臨海地区 1件 設置状況については引き続き精査中である。</p>
<p>3 太陽光発電設備の設置に係る国、県、他市の対応等</p>	<p>①環境省 太陽光発電施設の設置を環境影響評価法の対象事業とすべきか検討会を立ち上げ検討を進めている。</p> <p>②資源エネルギー庁 事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(平成30年4月改訂)を公表している。</p> <p>③千葉県 ・環境影響評価条例があり発電用電気工作物が規定されているが、火力、水力、風力までの規定であり、太陽光発電は含まれていない(太陽光発電を規制するものではない)。 ・太陽光発電設備に関するガイドラインはない。</p> <p>④大網白里市 「大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を平成30年4月1日施行、同年7月1日以降に工事着手する太陽光発電設備設置事業から適用している。</p> <p>⑤白井市 「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を平成30年5月2日施行、同年6月1日以降に工事着手する太陽光発電設備設置事業から適用している。</p> <p>⑥我孫子市 「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための条例」を平成29年6月1日施行している。</p>
<p>4 本市としての考え方 (1) ガイドライン策定の理由及び本市における課題や懸念事項に対する対応策</p>	<p>国において太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用が推進される中、本市においても太陽光発電設備の設置件数は増加しているものの、生活環境や自然環境に与える影響が懸念されている。</p> <p>太陽光発電設備の設置にあたっては、国が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成28年6月)」及び「事業計画策定ガイドライン(平成30年4月改訂)」を公表し、太陽光発電設備の設置に係る事業計画の認定手続きを求めているものの、太陽光発電設備が設置される区域の自治体や地域住民との調整について、具体的に示した内容ではない。</p> <p>このようなことから、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するために事業者が配慮すべき事項を示し、地域住民への説明会による周知など、事業者の自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的とする(仮称)袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインを策定することとした。</p>
<p>(2) ガイドラインの概要</p>	<p>【ガイドラインの目的】 本市の区域内に設置される太陽光発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安心を確保するために事業者が配慮すべき事項を示すことにより、太陽光発電設備の設置に係る法令上の規制が適用されない場合であっても、地域住民への説明会による周知など、事業者による自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的とする。<第1条></p> <p>【ガイドラインの条文抜粋】 (対象)第3条 このガイドラインは、事業区域内の太陽光発電出力の合計が、20kW以上の設備を対象とする。 (事前協議)第6条第1項 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに事前協議申出書(様式第1号)を提出し市長と協議するものとする。 (説明会の開催)第7条第1項 事業者は、事前協議申出書を提出する前に、事業計画その他太陽光発電設備設置事業の実施に係る事項について、地域住民(市長が別に定める範囲に限る)に対し説明会を開催するものとする。 * 地域住民の範囲は、次のとおりとする。 (1)事業区域の敷地境界からおおむね50メートル以内の居住者 (2)事業区域に隣接する土地の所有者 (3)事業区域の敷地境界からおおむね50メートル以内に存する地区の区長、自治会長その他の地区を代表する者 (標識の設置)第8条 事業者は、事業区域内の見やすい場所に、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(平成30年4月改訂資源エネルギー庁)に基づき、事業計画の内容を記載した標識を掲示するものとする。 (太陽光発電設備設置事業の実施に当たり配慮すべき事項等) 第10条第1項 事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するため、防災及び安全に係る事項、生活環境に係る事項、景観に係る事項について十分配慮するものとする。 第10条第2項 事業者は、太陽光発電設備の設置工事期間中は、当該工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示するものとする。 (太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理等) 第11条第1号第2号 事業者は、太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理をし、災害、機器の故障等が発生した場合の適切な対応をするものとする。 第11条第3号 事業者は、太陽光発電設備設置事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、及び廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)並びに太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)に基づき適正に処理するものとする。 (附 則) このガイドラインは、平成31年4月1日から施行し、同年7月1日以後工事に着手する太陽光発電設備事業から適用する。</p>